

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 金井 美智子

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 17 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 17 までの（け）欄に記載の決定（以下、項番順に「本件決定 1」から「本件決定 17」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 17 までの（う）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 17 までの（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求（以下、項番 1 から項番 15 までに記載の請求を項番順に「本件請求 1」から「本件請求 15」といい、項番 16 及び項番 17 に記載の請求を「本件請求 16」といい、これらをあわせて「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報の訂正を行わない理由を別表項番 1 から項番 17 までの（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 17 までの（さ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下、項番順に「本件審査請求 1」から「本件審査請求 17」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番 1 から項番 17 までの（し）欄に記載のとおり

である。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表項番1から項番17までの(す)欄に記載のとおりである。

#### 第5 審議会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

##### 2 争点

実施機関は、本件各請求について、審査請求人が訂正を求める箇所（以下「本件各訂正請求箇所」という。）が条例第28条第1項に規定する「事実」に該当しないことを理由に本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消し、訂正することを求めて争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各決定の妥当性である。

##### 3 本件各決定の妥当性について

(1) 条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとするときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

また、条例第30条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。」と規定している。

(2) 当審議会において、本件各訂正請求箇所を見分したところ、次のとおりであった。

ア 本件請求1及び本件請求2において審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、審査請求人からの保有個人情報の開示請求及び異議申立てに対する実施機関の決定の理由、本件請求3から本件請求15までにおいて審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、審査請求人からの市民の声及び問合せに対する実施機関の回答内容が記載されており、いずれも実施機関がその判断に基づき記載する、実施機関の判断、見解、評価等に係るものであると認められた。

したがって、本件請求1から本件請求15までにおいて訂正を求める保有個人情報、審査請求人が主張した証拠書類について訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料であるか否かを判断するまでもなく、条例第28条第1項に規定する「事実」には該当しない。

イ 本件請求16において審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、審査請求人の公開請求への対応について実施機関が弁護士に法律相談した際の相談記録票様式である「弁護士相談記録票」（以下「本件記録票」という。）の「所属」欄及び「相談者補職氏名」欄に記載された情報である。

審査請求人は、当日、総務局職員が当該相談に出席しているため、その情報を記載すべきであるとして訂正を求めている。

実施機関によれば、当該法律相談は、障害認定審査事務を所管する北区役所及び福祉局が障害認定審査の不服に端を発する審査請求人からの情報公開請求に係る対応について相談したものであるため、北区役所及び福祉局が相談課を代表する者（通常は課長又は課長代理）を相談者として本件記録票に記載したとのことであり、相談内容が情報公開請求に係るものであったことから情報公開制度を所管している総務局の職員が同席したが、そもそも本件記録票には法律相談に出席した職員すべてを記載することまで求められておらず、同席者である総務局職員の記載は事務処理上必要がないとのことである。

法律相談は、法的課題を抱えている者（所属）が弁護士による法的助言を得るために行われるものであるため、当該法律相談の相談者ではない同席者について本件記録票に記載する必要はないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。また、本件記録票に記載されている相談内容は、上記の実施機関の主張のとおり審査請求人からの情報公開請求に対する実施機関として必要な相談であることが確認でき、さらに、当審議会が北区役所及び福祉局がその費用を負担していることを証する資料も見分できたことから、当該法律相談の相談者は北区役所及び福祉局であることが認められる。

そうすると、当該法律相談の相談者欄の記載に不足はなく、相談者欄に相談者ではない総務局の所属名及び相談者名を追記するよう求める本件請求16の対象は、訂正すべき事実とはいえない。

したがって、審査請求人が主張した証拠書類について訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料であるか否かを判断するまでもなく、本件請求16において審査請求人が訂正を求める保有個人情報を訂正しなければならない理由があるものとは認められない。

(3) 審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 答申に至る手続について

本件各決定の妥当性の判断に当たって、当審議会は、前記3のとおり判断したものであり、その他の審査請求人の意見は当審議会の判断を左右するものではなかったことから、本件各審査請求については、条例第61条第1項ただし書の規定により意見陳

述を実施せず、答申に至った。

## 5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第33号、34号、第58号、第71～73号、第76号、第78～79号、第82～84号、第88号、第111号、第114号、第128号及び第142号

年 月 日	経 過
令和元年11月11日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第34号)
令和元年11月15日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第33号)
令和2年1月7日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第58号)
令和2年1月17日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第71～73号、第76号、第78～79号及び第82～84号)
令和2年1月22日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第88号)
令和2年2月27日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第111号)
令和2年3月4日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第114号)
令和2年3月24日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第128号)
令和2年3月31日	諮問書の受理(令和元年度諮問受理第142号)
令和2年9月2日	実施機関から意見書の收受(令和元年度諮問受理第114号)
令和3年2月22日	実施機関から意見書の收受(令和元年度諮問受理第34号、第58号、第78～79号、第82～84号、第88号及び第142号)
令和3年2月24日	実施機関から意見書の收受(令和元年度諮問受理第33号、第71～73号、第76号及び第128号)
令和3年3月24日	実施機関から意見書の收受(令和元年度諮問受理第111号)
令和3年3月31日	調査審議
令和3年5月19日	調査審議
令和3年6月16日	調査審議
令和3年7月7日	調査審議
令和3年8月23日	答申